

## 第2 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

### 第68条の44《中小企業事業再編投資損失準備金》関係

#### 【新設】（解散の日を含む連結事業年度の意義）

68の44-6 措置法第68条の44第4項の規定により同条第1項の規定の適用がない同条第4項第1号及び第2号に掲げる連結法人は、同条第1項の規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第4項第3号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第1項の規定の適用を受けることができる。

#### 【解説】

- 1 本制度においては、単体申告の場合には、「解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度」については、その積み立てた準備金の損金算入を認めないこととされており（措法55の2①括弧書）、そのバランス上、連結申告の場合には、①連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人、②連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人、③清算中の連結子法人についてその適用を認めないこととされている（措法68の44④）。
- 2 ところで、法人が合併により解散した場合には、合併の日（この日が解散の日となる。）の前日で最後の事業年度が終了することとされていることから、合併の日を含む連結事業年度は存在しないこととなる（法14①二、十）。そこで、連結法人が解散した場合に、措置法第68条の44第1項の規定の適用がない連結法人を整理すると次のようになる。
  - ① 合併以外の事由により解散した連結法人
  - ② 清算中の連結子法人したがって、本通達においては、連結子法人が合併以外の事由により解散したとしても、その解散の日を含む連結事業年度において、当該連結子法人及び清算中の連結子法人以外の連結法人は、本制度の準備金の積立額を損金算入することができることを明らかにしている。
- 3 本通達は、連結申告に固有の取扱いである。